様式第４-１号

提出日(西暦)	2022年５月２日

品質管理システム概要書（2022年５月２日現在）

監査事務所名　Amaterasu監査法人
代表者名　三島圭史

１．品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用のため、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めております。

品質管理システムの整備及び運用について当法人における品質管理担当の代表社員を定め、担当代表社員はモニタリング、品質管理業務に関する変更の検討等を行います。品質管理システムの整備及び運用についての重要事項については社員会にて決定しております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、職業的懐疑心の発揮を徹底するため、不正リスクの評価、対応、評価の各段階において注意深く、批判的な態度で臨むことのみならず、経営者に対しても公正不偏の態度を保ちあるべき監査を行う方針をとっており、不正リスクに関する品質管理の責任者は品質管理責任者が兼務しております。

２．職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

・職業倫理の遵守について

当監査法人は、監査業務に関係する職業倫理について、日本公認会計士協会倫理規則に準拠して職上倫理を遵守し、全社員及び職員が、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業専門家としての行動をとっています。

・独立性の保持について

当監査法人は、法令及び日本公認会計士協会の倫理規則等に定められた独立性の規則を遵守する方針です。全社員及び職員を対象に独立性について年次調査を行い、独立性について問題がないことを確認する手続を実施しております。

・ローテーションの方針について

大会社等の監査業務について、業務執行社員、審査担当社員のローテーションに関しては、倫理規則等で定めるローテーションを行います。

【不正リスクへの対応】

同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を伝達しております。

3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規締結及び更新については、契約担当社員が、関与先の事業内容、経営者の誠実性等についての事前調査のほか、利害関係について調査、当監査法人の規模及び組織、当該監査業務実施のための人員の確保の検討を行い、契約の可否の方針を決定し、原則として社員会にて審議し決定しております。

【不正リスクへの対応】

監査契約の新規の締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクを評価し検討し、リスクが通常水準を超える場合には、監査チーム外の者により検討を行うこととしております。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任については社員会にて決定しております。

監査実施者の採用については、監査業務の品質を確保するために必要とされる適正、能力、経験及び職業倫理を備えた監査実施者を確保するため、担当社員が候補者を選出し、社員会で採用決定しております。

また、監査実施者の教育・訓練については、法人内における研修を実施するほか、日本会計士協会のCPE履修状況を確かめております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し能力を発揮できるよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会の提供を行っております。。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の品質を確保するため、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告、監査実務・保証委員会報告等に準拠した監査業務の実施の方針と手続を定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、監査業務の管理、査閲及び調書の記録及び保存の方法等が含まれております。

【不正リスクへの対応】

監査責任者は監査調書の査閲及び監査実施者との協議を行い、不正リスクに適切に対応する責任を負っております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査チーム内で判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、法人内での討議を行い、必要な場合には、日本公認会計士協会への問い合わせを行うこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、業務執行社員は社員会を開催し、社員会にて必要と認めた場合、専門的な見解の問合せを決定することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

判断の相違については、業務執行社員は審査担当者と協議を行い、監査上の判断の相違を解決しております。業務執行社員と審査担当者との監査上の判断の相違が解決されない場合、社員会での協議により監査上の判断の相違を解決しております。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を審査において評価する重要な事項としております。審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容、監査上の判断、リスク対応手続、監査証拠の十分性等について検討及び評価を行うこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査業務の審査担当者として、十分な知識、経験、能力を有する者を選任し、すべての監査業務について、監査報告書発行前の審査の受審を義務付けております。業務執行社員は審理担当者と監査上の判断の相違又は判断が困難な重要な事項ある場合には監査報告書の発行はできず、社員会にて討議を行うこととしております。。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査調書の最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び

廃棄に関する方針及び手続を定めております。

6．品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理システムの整備及び運用状況の監視の責任者は品質管理責任者としております。監査業務の品質管理については、日常的監視、定期的な検証を行い、監視結果及び是正措置について伝達を行っております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査契約の新規締結及び更新、不正に関する教育訓練、業務の実施、監査事務所間の引継への対応状況について、品質管理の方針及び手続に準拠していることを確かめることとしています。。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視過程において、品質管理の整備・運用に関して不備な事項が発見された場合には、品質管理担当責任者はすみやかに業務執行社員に伝達し、改善措置を指示又は実施することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、不服と疑義の申立てについては、速やかに監査責任者へ伝達し、監査責任者は当該情報をどのように検討したかを品質管理責任者へ報告する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関連する情報を受け付けた場合には、監査責任者へ伝達し、監査責任者は監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に報告することとしております。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際しては、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適正に行われることを確保するため、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関しては、業務執行社員または引継の実施責任者は実施した引継の状況について社員会に報告することとしております。

8．共同監査の方針及び手続

他の監査事務所と共同して監査業務を行う場合には、他の監査事務所の品質管理のシステムが監査に関する品質管理の基準に準拠していることを確認し、監査業務の品

質の確保に問題ないことを確かめる方針としております。

９．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以　　上

※　この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。